

(新) アジア保護地域パートナーシップ構築事業

10百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

生物多様性条約COP9(本年6月にボンで開催)において、保護地域に関するデータベースに管理方法や管理費用の不足などの情報を追加すること、各地域で保護地域作業計画について情報共有するためのワークショップを開催すること等の決定等を受け、同COP10(平成22年名古屋開催予定)開催国として、今後の保護地域に関するデータ共有方法の枠組み作りにリーダーシップを発揮することが求められていることから、特に保護地域の管理状況の評価が不十分なアジア地域についてデータ整理の基準を検討した上で、データベースの構築等を行う。

- (1) アジア各国の保護地域について、地域住民によって持続的に管理されている地域や既指定の保護地域の管理状況も含めたデータ収集に関する基準を確立し、それを元に代表的な保護地域に関するデータを収集する。
- (2) WEB上に代表的な保護地域の情報プラットフォームを構築する。
- (3) アジア各国の保護地域の管理状況や保護地域作業計画の実施等に関して情報共有を図るため、地域ワークショップを開催する。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23
保護地域データ収集の基準検討・データ収集			
ウェブ上の情報プラットフォーム構築・更新			
アジア地域ワークショップの開催			

3. 施策の効果

生物多様性条約COP10開催国として、今後の保護地域に関するデータ共有方法の枠組み作りにリーダーシップを発揮し、各地域における生物多様性条約に基づく保護地域作業計画の推進と生物多様性の保全を図る。

4. 備考

調査費	10百万円
(内訳) 各国保護地域のデータ収集・整備	6百万円
保護地域データベースの構築	4百万円

アジア保護地域パートナーシップ構築事業

背景(国際)

CBD/COP9

保護地域のデータベースに関する情報を追加
地域住民等により管理されている地域を保護地域の枠組へ追加
CBDの保護地域作業計画実施に関する地域ワークショップの開催
G8環境大臣会合

CBDの保護地域作業計画実施推進 保護地域の重要生態系ネットワーク化

背景(国内)

第3次生物多様性国家戦略

・アジアの保護地域に関して情報交換する枠組みの整備が必要

(H21)

アジアを対象とした保護地域の情報共有に関する新たな枠組の構築

(H22~)

地域住民等で持続的に管理されている地域
や既指定の保護地域の管理状況も含めた
保護地域データ収集のクライテリア確立

新クライテリアに基づくアジア各国の代表的な
保護地域に関するデータ収集

意見交換のための地域ワークショップ開催

WEB上の保護地域情報プラットフォーム構築

2010年CBD/COP10日本開催に向け、世界の保護地域データ管理へのイニシアティブ発揮

アジア各国の保護地域管理情報の共有と適切なパートナーシップ形成による生物多様性保全